

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社インタクト	代表者氏名	濱口 卓
主たる営業所の所在地	高知県香南市赤岡町 939- 1		
許可番号	高知県知事許可 (般)第 8414 号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、と、石、管、 鋼、舗、し、塗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 2 年 1 月 14 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項本文該当)		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、次の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 建設業法及び同法施行規則に規定されている経営事項審査の有効期限が切れないよう、継続した経営事項審査の受審について業務運営の点検を行うとともに、社内の業務管理体制のより一層の整備及び強化を行うこと。			
(2) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(3) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育 (以下「研修等」という。) の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。			
2 前項各号について講じた措置 (貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。) を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
有限会社インタクトは、建設業法第 27 条の 23 第 1 項により規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令に定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間に香南市が発注する工事を受注していたことが判明した。			
その他参考となる事項	—		